

公 募 公 告

下記のとおり、公告します。

記

1. 公募に付す事項
法律問題の助言等を行う顧問弁護士の業務
2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福岡県弁護士会に所属する弁護士であること。
 - (3) 法律相談を実施する場所（ミーティングスペース）の確保ができること。
※当支局職員が、一度に4人以上着席できるミーティングテーブル等があること。
3. 業務の概要に関する事項
 - (1) 顧問弁護士の行う業務
福岡財務支局（管内の事務所、出張所を含む。）の所掌する事務の実施にあたり法律的疑義が生じた場合において、当支局からの各種法律相談に応じて、法律の見地から助言を行う。
 - (2) 契約期間
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）までとする。（注）
（注）2019年5月1日以降の元号表記については、暫定的に平成としています。
4. 応募要領
 - (1) 申込方法
公募に参加する者は、公募申請書等の書類を以下の申込窓口へ提出（持参又は郵送）すること。（注）
（注）提出書類の各様式及び仕様書は申込窓口へ備えているので、事前に申込窓口へ受け取ること。
【申込窓口】
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館4階
福岡財務支局 管財部 審理課 訟務室（担当者：都々木、大津）
電話 092 - 411 - 5108（ダイヤルイン）
 - (2) 応募期間
平成31年2月7日（木）から平成31年2月25日（月）まで（※17時必着）
【受付時間】9時から12時、13時から17時。（土・日・祝日を除く。）
5. 公募申請書の無効
上記2に示した「公募に参加する者に必要な資格」を有しない者の行った応募は無効とする。
6. 契約相手方の決定
書類審査後、当局が定めた予定価格の範囲内の者について面接を行い、契約相手方（1相手方）を選定し、福岡財務支局ホームページにて公表する。
7. その他
業務の内容、その他不明な点については、上記4の（1）申込窓口へ照会すること。

平成31年 2月 7日

支出負担行為担当官

福岡財務支局財務主幹 井 秀 典